

# 吉野川市国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、  
**保険税が減免**となります。

## 【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税の一部を減額、または全額免除(※)**

### ※保険税が減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険税の減免額**は、**減免対象保険税額 (A×B/C)** に**減免割合 (D)** をかけた金額です。

<u>減免対象の保険税額 (A×B/C)</u>	<u>世帯の主たる生計維持者の前年合計所得金額に応じた減免割合 (D)</u>
A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額	300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	400万円以下の場合 : 10分の8
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	550万円以下の場合 : 10分の6
	750万円以下の場合 : 10分の4
	1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除します。

※非自発的失業者の軽減制度に該当される方は、非自発的失業者軽減の適用となります。非自発的失業による軽減以外に、事業収入等の減少が見込まれ、減免を行う必要がある場合は次のアおよびイにより合計所得金額を算定します。

ア. 上記Cについては非自発的失業による軽減制度を適用した後の所得

イ. 上記Dについては非自発的失業による軽減前の所得

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、  
国保年金課にお問い合わせ下さい。

吉野川市 国保年金課 (国民健康保険税係) 電話：0883-22-2213 FAX:0883-22-2243

メールアドレス：kokuhonenkin@yoshinogawa.i-tokushima.jp